

部落差別解消推進法

「部落差別の解消に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28年12月16日に施行されました。この法律は、今もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、解消することが重要な課題であることを明らかにしました。

■ 同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

今でも差別発言のほか、差別的内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった事案も発生しています。



■ 法律の内容

■ 目的

第1条 では

「現在もなお部落差別が存在する」とし、「基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである」とした上で、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

■ 基本理念

第2条 では

部落差別の解消に関する施策は、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」ことによって行わなければならないとしています。

■ 国及び地方公共団体の責務

第3条 では

国は「部落差別の解消に関する施策を講ずる」などとし、地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」とし、国及び地方公共団体の責務を定めています。

■ 相談体制の充実

第4条 では

国は「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図る」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努める」とし、相談体制の充実を謳っています。

■ 教育及び啓発

第5条 では

国は「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」とし、地方公共団体は「その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」とし、教育及び啓発の推進を謳っています。

■ 部落差別の実態に係る調査

第6条 では

国は「部落差別の実態に係る調査を行う」としています。



条文については、ホームページなどで確認することができます。
(<http://www.city.shiso.lg.jp/>)



■ 差別のない共生社会の実現に向けて

依然として部落差別が存在する現状を踏まえ、部落差別の解消に向け、国及び地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。宍粟市は、同和問題(部落差別)をはじめ、あらゆる差別のない共生社会の実現をめざすため、関係機関と連携しながら、相談体制の充実、教育・啓発に取り組んでいきます。



同和問題をはじめとする人権全般に関する相談窓口

宍粟市人権推進課 TEL. 0790-63-0840 神戸地方法務局龍野支局 TEL. 0791-63-3221